

議事日程第5号

平成21年3月17日(火)

第1 議案上程(議案第2号から第38号まで及び第41号)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議案第上程(議案第42号から第44号まで)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程(議会案第58号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第59号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第5 継続審査事件の承認

出席議員(22人)

1番 中田敏彦	2番 吉田清孝	3番 三浦利通
4番 古仲清紀	5番 柳楽芳雄	7番 船木正博
8番 中田謙三	9番 佐藤巳次郎	10番 吉田直儀
11番 畠山富勝	12番 越後貞勝	13番 三浦桂寿
14番 木元利明	15番 船木金光	16番 安田健次郎
18番 船橋金弘	19番 中田俊雄	20番 大森勝美
21番 佐藤美子	22番 杉本博治	23番 高桑國三
24番 船木茂		

欠席議員(1人)

17番 笹川圭光

議会事務局職員出席者

事務局長	佐 沢 篤 雄
副事務局長	小 玉 一 克
局長補佐	木 元 義 博
主 査	畠 山 隆 之
主 任	武 田 健 一

説明のため出席した者

市 長	佐 藤 一 誠	副 市 長	伊 藤 正 孝
教 育 長	高 橋 金 一	監 査 委 員	加 藤 金 一
企業管理者	小 野 忠 儀	総務企画部長	板 橋 継 喜
市民福祉部長	西 方 文 太 郎	企画政策課長	下 間 秀 春
総 務 課 長	湊 正 人	財 政 課 長	夏 井 重 利
税 務 課 長	佐 藤 龍 雄	福祉事務所長	佐 藤 誠 一
市民生活課長	高 桑 直 廣	農林水産課長	三 浦 光 博
観光商工課長	菅 原 正 幸	下水道課長	浅 野 光 男
若美総合支所長	加 藤 透	会 計 管 理 者	沖 口 重 博
選管事務局長	児 玉 守 美	監査事務局長	佐々木 邦 子
農委事務局長	北 島 豊	学校教育課長	浅 井 繁 樹
病院事務局長	武 田 英 昭	医師確保推進室長	三 浦 進
企業局管理課長	豊 沢 正		

午後 2時01分 開 議

○議長（船木茂君） 御苦労さまでございます。これより、本日の会議を開きます。

笹川圭光君から欠席の届け出があります。

議事に入る前に、市長より特に発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 皆様、御苦労さまでございます。

議事に入ります前に、お許しをいただきまして、みなと市民病院の医師確保についてご報告申し上げます。

かねてより県にお願いしておりました、義務年限内の自治医科大学卒業医師の配置について、去る3月12日に本年4月1日から男鹿みなと市民病院への配置が決まった旨の通知を受けました。この医師は秋田県出身の内科の医師で、現在、秋田組合総合病院で臨床研修の実施中であり、これにより4月からは常勤医師が10名の体制となります。

以上、ご報告させていただきます。ありがとうございました。

○議長（船木茂君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第2号から第38号まで及び第41号を一括上程

○議長（船木茂君） 日程第1、議案第2号から第38号まで及び第41号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。20番大森勝美君。

【20番 大森勝美君 登壇】

○20番（大森勝美君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第10号男鹿市広益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地域の振興、住民の生活の向上等の諸施策の推進に当たって、広益的法

人等に対する職員の派遣が必要な場合における職員派遣の適正化、手続の透明化等を図るため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、第1点として、本条例の制定に至った経緯について質疑があり、当局から、関係法律が平成14年に施行されたが、当時、広益的法人等への派遣予定がなかったことから、条例制定していないもので、来年度、県の外郭団体である財団法人あきた企業活性化センターへの職員派遣が具体化したことに伴い、条例の制定をお願いするものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、派遣の効果について質疑があり、当局から、企業、大学等研究機関とのつながりのある、あきた企業活性化センターの産学連携推進グループへの配属を希望して、企業誘致や企業育成のため、そのノウハウの取得等に努め、本市に役立てたいとの答弁があったのであります。

第3点として、県への公的派遣との相違点について質疑があり、当局から、広益的法人等への職員の派遣は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる広益的法人等への業務に、もっぱら専従させるため職員を派遣することができる制度であるのに対し、県への派遣については、職員の質的向上や能力開発等の目的で、地方公共団体の実務研修としての派遣であり、地方公務員法に基づいて職員を派遣させるもので、派遣の目的により制度上の取り扱いに違いがあるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号男鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてであります。

本議案は、条例等に定める申請、届け出、その他の手続等に関し、情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための、共通する事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、第1点として、条例制定の意義について質疑があり、当局から、条例等に基づく申請、届け出等について、インターネットを利用した電子申請を可能にすることにより、市民の利便性の向上を図るとともに行政運営の簡素化、効率化に資することを目的に、平成18年1月に策定された国のIT新改革戦略に基

づき、都道府県を含む全国の自治体において平成22年度までに条例等の整備をすることとされているもので、秋田県が平成19年3月から実施しているほか、本年は秋田市が3月から、本市のほか鹿角市、潟上市、仙北市が4月から開始予定となっているものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、具体的電子申請事例及び実施効果並びに周知方法について質疑があり、当局から、具体的電子申請事例については、400種類を超える届け出申請のうち、ふるさと納税申込書や入札参加資格審査申請書など16項目について電子申請の対象とするもので、市長印や手数料など手続上、電子申請になじまないものについては除いたものである。

また、実施効果については、現時点では申請件数の把握は難しいが、今後はその取扱項目をふやすほか、事務への影響については見きわめてまいりたい。

また、市民への周知については、市のホームページや広報おがなどを活用し、PRに努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号男鹿市長期継続契約に関する条例の制定についてであります。

本議案は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものについて、債務負担行為として予算に定めず、複数年度にわたる契約が締結できるようにするため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、第1点として、制度導入のメリットについて質疑があり、当局から、長期契約のメリットとしては、これまで複数年度にわたる新年度4月1日付の契約行為については、債務負担行為として予算措置し随意契約していたものであるが、長期継続契約の導入を図ることにより、予算の議決前に入札執行し、複数年にわたる契約の締結ができることとなり、契約の公平性及び透明性が確保されるものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、長期継続契約における具体的取り扱いについて質疑があり、当局から、4月1日以前の契約準備期間中は、物品の賃貸借や役務の提供は受けないことか

ら、費用の支出は伴わないものであること。また、一度契約されたものでも、契約期間中、相手側の履行状況、あるいは社会情勢の変化による価格変動などへ対応するため、従来の契約内容に契約解除や契約金額の見直しできるなどの新たな特約条項を定めることにより、常に契約の見直しを行うことができるものであるとの答弁があったのであります。

第3点として、契約対象業務について質疑があり、当局から、複数年にわたり電子計算機などの物品を賃借する契約及び毎年4月1日から3月31日まで通年にわたり庁舎等において役務の提供を受ける契約で、具体的には各部署において判断することになるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号字の名称の変更についてであります。

本議案は、現在進めている戸籍の電算化に伴い、法務局の登記簿と相違がある戸籍住民基本台帳の小字名を、地域の要望に基づき、戸籍住民基本台帳の表記に統一するものであり、男鹿市男鹿中中間口字「当田」を「堂田」に、字「千刈田」を「千莉田」に、また、男鹿市船川港仁井山字「滝ノ沢」を「滝沢」に、それぞれ変更するものであります。

本案について、委員より、変更に至った経緯と登記変更手続について質疑があり、当局から、戸籍の電算化に伴い、住民基本台帳上の小字名が法務局の登記簿と相違する地域に対し、所管課が出向いて実情を説明するとともに、地域の意向を確認しながら変更手続を進めたものである。

また、法務局への対応については、地権者が個々に対応する必要はなく、市で告示をし、その後、法務局への公示通知により、登記簿は変更されるものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、これら以外の字名変更への対応について質疑があり、当局から、これら以外で法務局と相違があった47カ所については、各地域から要望がなかったことから、登記簿の字名に統一したものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5番柳楽芳雄君。

【5番 柳楽芳雄君 登壇】

○5番（柳楽芳雄君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第13号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、介護保険法に基づく、男鹿市介護保険事業計画の見直しに伴い、平成21年度から平成23年度までの介護保険料率を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、委員より、第1点として、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金及び介護保険特別会計基金の取り崩しによる保険料軽減額について質疑があり、当局から、介護報酬2.8パーセントの引き上げに伴い、給付費が3年間の合計で約2億9千700万円増加することにより保険料が月額137円アップすることとなる。国からの交付金は約2千600万円で、1年目が全額の137円、2年目が半額の69円軽減されるものである。

また、介護保険特別会計基金については、現在約8千700万円で、20年度決算見込みを加えると、推計で約1億4千万円となるもので、この基金を保険料の軽減に充てることとし、第4期事業計画期間中、3年間は一律359円の軽減となるものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、第3期と第4期事業計画との比較では、給付費で約32億円増の約114億8千万円と見込んでいるが、第3期においても余剰金が出ている状況で、今後、サービス料の大幅な増加が予想されたとしても、あまりにも過大な試算ではないか。第4期の給付費の積算方法も第3期と同様であれば、かなりの余剰金が出るものと思われるが、県内一高いこの保険料は、果たして妥当なものかとの質疑があり、当局から、事業量を積算するに当たって、さまざまなデータをもとに専門業者に依頼し推計しており、さらには所内においても精査し、策定委員会で慎重に検討したものである。

保険料アップの要因としては、デイサービス、ショートステイを含めた居宅介護サービス事業量の増、中でも短期入所施設の整備が進んでいることから、利用者も大幅に

ふえてきており、さらには療養病床再編による移行分及び待機者解消のための施設整備等を考慮し保険料率を設定したものである。今年度は第3期事業計画の最終年で、新たな施設整備がない中、平成19年度と比較しても給付費が約9パーセントも伸びている状況から、事業量の伸び率を詳細に検討した結果、サービスを利用する方の立場になって推計し、給付費を3年間で約114億8千400万円と見込んだものである。

また、基金については、平成19年度では約1億8千万円、20年度では約1億4千万円と見込まれることから、平成20年度においては、約4千万円充当することとなるとの答弁があったのであります。

第3点として、保険料軽減のため、一般会計からも負担すべきではないかとの意見があり、当局から、介護保険制度については、国民健康保険、後期高齢者医療も含め事業運営が厳しい中、国・県からもある程度支援していただいている。制度的な部分については、国の方針に沿って運営していくこととなるが、財政面を考慮すると一般会計からの支援については、昨今の財政状況では厳しいものと考えている。しかし、制度的な面においても、国に対し支援もあわせ改善要望をお願いしてまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、県内で最も高い保険料と新聞報道され、年金のみで生活している高齢者にとっては、非常に重い負担となる。国の景気雇用対策で、本来、一般会計で実施すべき事業が国からの交付金により前倒しされたことを考慮すれば、保険料の軽減に充てる財源も生まれてくると思われることから、軽減に充てるための一つの材料として検討すべきだとの強い要望があったのであります。

第4点として、介護保険制度はサービス内容が充実している市町村では、当然保険料にもはね返ってくるものと考えている。本市においては、他市と比較した場合、施設整備等サービスの充実度はどの程度かとの質疑があり、当局から、老人保健施設については、第4期事業計画では20床増の200床としている。さらには、市内の方のみが入所できるミニ特養の整備も見込んでおり、特別養護老人ホームは49床増の229床となる。施設サービスと居宅サービスについては、本市及び周辺地域においては、他市と比較しても充実していると思われることから、保険料アップにもつながっているものと考えているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、一般会計からの負担は現実的に厳しく望めないという観点からすると、これまで以上に健康行政部門と連携を図りながら、介護予防施策の充実を図っていただきたいとの要望があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。

本議案は、秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の定数及び選挙方法を変更するため、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものであります。

当局から、本規約の改正内容については、選挙方式を現行の市町村一斉選挙方式から、市町村単独選挙方式とすること及び議員定数が24名から25名に改正されるものであるとの説明があったのであります。

本案については、委員より、第1点として、規約改正に至るまでの経緯について質疑があり、当局から、広域連合に対し、市町村議会議長会より規約改正について検討していただきたいという要請があり、広域連合では、秋田県市議会議長会など関係4団体にアンケート調査を実施したところ、県内25市町村すべてから議員を選出できるよう改正すべきだという意見が多かったことから、本規約の改正に至ったものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、施行期日については4月下旬となっているが、本市においては長と議会はどう調整し、選挙を行うかとの質疑があり、当局から、選挙の流れについては、みなし規定がある中で現在の議員は引き続き任期満了までの議員となるが、本市では4月に市長選挙が執行されることから、選挙終了後、すみやかに市議会において選挙を行うこととなるが、議会と市当局との協議により調整することも可能であるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第41号男鹿市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてであります。

本議案は、平成21年度及び平成22年度の介護保険料の軽減等の財源に充てる、

男鹿市介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するため、本条例を制定するものであります。

本案については、委員より、第1点として、介護報酬引き上げのための条件等について質疑があり、当局から、特別養護老人ホームを例にとると、夜勤職員数を基準より1名以上の増員、また、介護福祉士や勤続3年以上の介護職員、常勤職員の割合、要介護度の高い入所者の割合などにより、介護報酬を加算し、2.8パーセント引き上げるというもので、全体的に介護の質の向上、待遇改善に取り組む事業所の報酬を引き上げ、正職員、臨時職員にかかわらず介護職員の給料等に反映させることが目的であるとの答弁があったのであります。

第2点として、介護報酬引き上げ分が実際に職員の給料等に還元されているかどうかの検証方法について質疑があり、当局から、国では各事業所に対し、自主的な給与情報の公表を促進することとしている。市としては、充実した介護サービスを目指すという観点から、可能な限り報酬引き上げの条件に沿った体制を整えていただき、介護職員の給料等に反映できるようなシステムづくりをお願いしているところであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。12番越後貞勝君

【12番 越後貞勝君 登壇】

○12番（越後貞勝君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第14号男鹿市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、門前地区漁業集落排水事業に要する費用として、地方自治法の規定に基づき徴収する分担金について、必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例についてであ

ります。

本議案は、奨励措置の対象となる工場等の新增設の期限を、平成31年3月31日まで延長するとともに、条文を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、中小企業振興資金の融資限度額を引き上げ、中小企業の経営安定と事業の活性化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市営住宅の入居者の資格に、暴力団員でないことを加えるとともに、公営住宅法施行令の一部改正に伴って、新たに算定された家賃額が従来の家賃額を超えるものについて激変緩和措置を設けるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、入居者が暴力団員であるかの見きわめはどのように行うのかとの質疑があり、当局から、国・県及び警察からは公営住宅入居者及び周辺住民の安全と平穩の確保に努めるよう通達されていること。また、暴力団及び暴力団員であることが疑われる者への対応、及び警察との連携、協力強化のための協議は、暴力団員を公営住宅に入居させない措置を講じた場合に限られていることから、暴力団員の入居を制限するための条例を改正するものである。

今後、本条例が今定例会で可決されれば、市長と男鹿警察署長で暴力団員の市営住宅の使用を制限する協定書を締結することとしており、これにより警察へ入居者の身分を照会することが可能となることから、暴力団員の入居を制限することができるものと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号男鹿市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、特定公共賃貸住宅の入居者の資格に、暴力団員でないことを加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号男鹿市下水道事業特別会計への繰入れについてから議案第24号男鹿市漁業集落排水事業特別会計への繰入れについてまでの3件についてであります。

本3件は、平成21年度男鹿市一般会計から平成21年度男鹿市下水道事業特別会計へ6億1千400万円以内を、平成21年度男鹿市一般会計から平成21年度男鹿市農業集落排水事業特別会計へ5千500万円以内を、平成21年度男鹿市一般会計から平成21年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計へ5千700万円以内を繰り入れるものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本3件については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第25号男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者として、株式会社東北ビルサービスセンターを指定するものであります。

本案について、委員より、指定管理者の選定方法について質疑があり、当局から、市内金融機関の1名の民間人を含む4人の選定委員が、選定基準に沿って17項目の審査を行い、総合的な観点から議論、検討した結果、当該法人は過去3年間の事業内容が黒字決算となっており、安定した経営が図られ、適切かつ効果的、確実な管理を行う能力等、選定基準において評価点が高く、バランスがとれており、かつ雇用の創出が期待できるものと考え選定したものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号市道の認定についてであります。

本議案は、道路改良等に伴い、比詰線など9路線、延長3千34メートルを市道に認定するものであります。

本案について、委員より、調査による市道認定について質疑があり、当局から、調査によるものについては、市が現地調査をした場合や町内会等からの要望によるものがあるが、本案に係る調査による認定は、すべて町内会からの要望によるものである。市としては、市道を認定する段階において、当該路線が赤道か個人有地であるかなどの調査を行い、市道として認定する必要性を考慮して認定しているものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。15番船木金光君

【15番 船木金光君 登壇】

○15番（船木金光君） 予算特別委員会に付託されました、議案第2号から第9号まで及び第27号から第38号までの審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る5日開会し、正副委員長を互選の後、各補正予算並びに新年度予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてご報告申し上げます。

第1点として、秋田県生活バス路線等維持費補助金に関連し、男鹿市公共交通総合連携計画策定に伴う、今後の男鹿市地域公共交通活性化協議会存続の有無について、また、計画期間を5年とする本連携計画の期間短縮についての考え方、並びにフィーダー輸送の事例等について。

第2点として、男鹿みなと市民病院事業会計において、新年度事業収益を最終補正事業収益と比較し、約3億円増としたその算定根拠について、さらに、昨年採用された内科医師が1年で退職される理由、及び平成21年度の当会計歳出削減内容と今後の不良債務の具体的解消策について。

第3点として、若美地区における特定健診の受診方法変更に伴うその周知徹底とあ

わせ、本市の受診率向上対策についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれの答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第2号から第9号まで及び第27号から第38号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（船木茂君） これより、各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。9番佐藤巳次郎君。はい、9番。

○9番（佐藤巳次郎君） 私から、議案第13号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第31号平成21年度介護保険特別会計予算に反対の立場から討論させていただきます。

介護保険は、市町村が保険者であり、その事業計画は3年ごとに改定されます。21年度からの3年間は第4期事業計画となっております。本市の65歳以上の第4期保険料は、所得段階の第4段階の基本額で22.3パーセントアップの月5千71円で、926円の大幅引き上げとなっております。秋田県内では最高額であります。県内平均は8.3パーセント、335円の引き上げの4千393円と、男鹿市の保険料は突出して高いと言わなければいけません。

厚生労働省の推計では、全国的には4千90円から4千270円で180円の引き上げにとどまる見込みで、引き上げ幅は制度導入以来、最少となっております。

介護保険料が高い最大の原因は、介護保険制度が始まったとき、国庫負担の割合が50パーセントから25パーセントに引き下げられたことです。計画的に国庫負担の割合を引き上げるべきであります。

男鹿市の65歳以上の世帯の所得は減少を続け、非課税世帯が増加し、生活保護基準以下が5割を超えている状況の中、一層の負担の増加となっております。

保険あって介護なしと言われたいようにしなければなりません。「市民税ゼロの高齢者からも高い保険料を取るのはやめてほしい」、「介護保険料だけでなく、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等、年寄りいじめをやめてもらいたい」、「暮らしていけない」など、切実な訴えが出ております。

地方自治体でも保険料を抑えるための努力が求められております。本市では、今までの介護保険会計の黒字分1億2千600万円を軽減分に充当しておりますが、このことは保険料の取り過ぎであり、当然のことと言わなければなりません。今回の保険料算出に当たり、介護保険の利用料の見込みにおいて30パーセント以上の増となっていることから、黒字が出るのが予想されることから、過大保険料の積算があると考えられます。

第3期事業計画比では、約40パーセント増の積算からいっても言えることでもあります。

また、厚生労働省は、介護従事者の処遇改善を図るとして、介護報酬を3パーセント引き上げました。この改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、2年間について交付金を出して軽減措置をとりました。これまで国は、負担と給付の関係を明確にするとして、介護保険会計等に他の会計から財源を繰り入れないよう自治体を厳しく指導してきました。しかし今回、保険料軽減分として約2千600万円の交付金となっております。国がみずから枠組みを破りました。このことは、国民や高齢者からの負担の増大に対し、強い反対の声を意識し、総選挙対策とも言われておりますが、従来の枠組みでは介護保険制度の危機に対応できないことの証明でもあります。このことは、後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置と全く同様であります。このことから、今回の国の予算からの繰り入れは、できることの裏返しとなり、市での一般財源の繰り入れが可能であることを証明しております。

昨年9月からの急激な景気後退に対する対応として、国の1次、2次の補正予算が成立して、事業が進んできております。本市では、現在まで国の緊急雇用及び経済・生活対策事業として9億2千700万円の事業となっております。そのうち経済・生活対策事業は3億5千万円です。その多くは、各担当部署の計画事業の前倒しであり

ます。使う予定の一般財源を使わないで済むわけで、その財源の一部を、私は市の独自事業として介護保険料の軽減事業として位置づけて、高齢者生活支援としての一定額を一般財源から繰り出していくべきと考えます。厚生労働省も保険料の上昇を最少限のものとするということについて、十分検討されたいと言っております。この事業計画は3年間であり、軽減はできるものであります。

そういうことから、一つとして、これ以上の年金暮らしで低所得者の高齢者への負担増大はするべきではないと考えます。また、国の負担を、もとの50パーセントへ年次的にふやすことであります。

二つ目は、第4次事業計画においても保険料の抑制ができるはずであります。

三つ目は、一般会計から繰り出しして軽減に充てるべきであります。

この3点の理由から、議案2件について反対するものであります。

皆さんのご同意をよろしくお願いいたします。

○議長（船木茂君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第13号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について及び議案第31号平成21年度男鹿市介護保険特別会計予算について採決いたします。

本2件は、起立により採決いたします。本2件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議案第13号及び議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号から第12号まで、第14号から第30号まで、第32号から第38号まで及び第41号を一括して採決いたします。

本36件に対する委員長報告は、可決であります。本36件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号から第12号まで、

第14号から第30号まで、第32号から第38号まで及び第41号は、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第42号から第44号までが提出されました。この際、本3件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第2 議案第42号から第44号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第2、議案第42号から第44号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第42号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 平成21年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）について

議案第44号 平成21年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ただいま議題となりました、議案第42号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成21年度及び平成22年度の保険料の特例を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号平成21年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算は、平成21年4月12日に執行される県議会議員及び市議会議員の補欠選挙費を措置したもので、歳入歳出それぞれ900万円を追加し、補正後の予算総額を148億6千300万円とするものであります。

次に、議案第44号平成21年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算は、平成21年度の保険料を軽減するため、男鹿市介護従事者処遇改善臨時特例基金を取り崩し、財源補正をするものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） 次に、議案の説明を求めます。

初めに、議案第43号について、板橋総務企画部長の説明を求めます。はい、板橋さん。

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） それでは、議案第43号平成21年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、条文の第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ148億6千300万円とするものであります。

予算補正の当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。

11款地方交付税は772万1千円の追加で、普通交付税であります。

16款県支出金3項委託金は127万9千円の追加で、県議会議員補欠選挙委託金であります。

以上の結果、歳入合計は900万円を追加いたすものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

2 款総務費 4 項選挙費は 9 0 0 万円の追加で、4 月 1 2 日執行の県議会議員及び市議会議員の補欠選挙に要する経費であります。

以上の結果、歳出合計は、歳入同様 9 0 0 万円の追加し、予算の総額を 1 4 8 億 6 千 3 0 0 万円といたすものであります。

以上をもちまして、議案第 4 3 号平成 2 1 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきますが、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船木茂君） 次に、議案第 4 2 号及び第 4 4 号について、西方市民福祉部長の説明を求めます。はい、西方さん。

【市民福祉部長 西方文太郎君 登壇】

○市民福祉部長（西方文太郎君） 私からは、議案第 4 2 号と議案第 4 4 号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 4 2 号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本議会の議案第 1 3 号で、平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの介護保険料についてご可決をいただいたところでありますが、議案第 4 2 号は、国の第 2 次補正予算で決定された、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を基金に造成し、その活用を図りながら平成 2 1 年度、平成 2 2 年度に介護保険料の軽減を行うものであります。

配付させていただきました参考資料でご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。1 ページものでございます。

資料にありますように、男鹿市の介護保険料は、所得段階によって 6 段階に区分をされており、この段階別区分に当たっては、世帯、保険者の市民税課税状況、保険者の収入状況により区分されることとなります。また、算定されました基準保険料を納めていただく方を第 4 段階とし、第 1 段階、第 2 段階の方は第 4 段階の基準保険料の 5 0 パーセント、第 3 段階の方は第 4 段階の 7 5 パーセント、第 5 段階の方は第 4 段階の 1 2 5 パーセント、第 6 段階の方は第 4 段階の 1 5 0 パーセントを納めていただくこととしております。

基準保険料でご説明申し上げます。

第4段階のところを見ていただきたいと存じます。平成23年度の保険料は、年額6万852円でありますが、平成21年度は1,644円軽減の年額5万9千208円、平成22年度は828円軽減の年額6万24円とするものであります。それぞれの所得段階においても所要の軽減措置を講ずるものであります。

なお、資料の網かけ部分の数字は、月額保険料であります。

これら保険料の軽減のための財源は、全額、国から交付され基金に積み立てをいたしますが、平成21年度では1千607万7千円、平成22年度は797万2千円を取り崩すものであります。

以上で、議案第42号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第44号平成21年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本補正予算は、保険事業勘定において、国の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金による介護保険料の軽減調整を図ったもので、介護保険料を減額し、基金繰入金を措置したものであります。

条文の第1条の予算の補正の款項の区分及び金額等については、第1表でご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

歳入であります。

1款保険料は1千707万7千円を減額するものであります。

7款繰入金は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金で1千707万7千円を追加し、介護保険料の軽減並びに事務費に充当するものであります。

この結果、歳入においては、財源振りかえで補正額の増減がないものであります。

次のページをお願いします。

歳出についても財源補正で、補正額の増減はありません。

以上で、議案第44号平成21年度介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本3件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第42号から第44号までを一括して採決いたします。本3件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号から第44号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま議案第58号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第58号を上程

○議長（船木茂君） 日程第3、議案第58号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議あ

りませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議会案第58号について採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第58号については原案のとおり可決されました。

地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書

今、貧困と格差が日本を覆い、社会の深刻な問題となっています。雇用形態が従来の正規雇用から、非正規雇用中心に大きく変えられ、低賃金化が進められています。そうした中、働いても生活保護基準以下での生活を余儀なくされている「ワーキング・プア（働く貧困層）」が増加し、消費の低迷、未熟練労働の増加、企業活力の低迷、社会不安を醸成するなど社会問題化しています。こうしたことを背景にして、昨年、改正賃金法が成立し、最低賃金は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮」して決定することになりました。これを受けて秋田県の最低賃金は、時間額11円引上げられ、時間額629円改定されました。ここ数年では大幅な引き上げとなりましたが、残念ながらこの水準ではフルタイムで働いても月収11万円前後、年1800時間働いても税込み110万円から120万円にしかならず、まともな生活を保障することは難しく、場合によっては生活保護基準を下回ります。

最低賃金がワーキング・プア（働く貧困層）を生み出す温床とならないよう、法の趣旨を踏まえ、生活保護基準を正確に活用して、勤労者の最低生計費を算出しなくてはなりません。そのため、生活保護は、①県庁所在地の級地を使う、②住宅扶助の特

別基準を使う、③勤労控除を含める、④労働時間換算については、所定内実労働時間を踏まえて月150時間とする、などの算定方法を取り、最低賃金の指標とすべきです。

また、全国一律最低賃金制の確立が重要です。現在の地域最低賃金制度は、47都道府県の地域最低賃金をばらばらに決定し、同じ経済圏でありながら川ひとつ、道路ひとつ渡れば最低賃金に大きな格差が生ずる異常な状態にあります。地域ごとの最低賃金の格差は、賃金の低位標準化や青年労働者の都市部への流出をまねき、地域の活力の芽を奪いかねない事態となっています。

未曾有の不況の中、先行き不透明な事態となっていますが、最低賃金の引き上げによる低賃金構造の抜本的な改革は、均等待遇実現にあたっての賃金水準の底支えや、中小企業の下請単価の底支えと適性利潤確保、地域の格差是正と景気回復を図るために必要不可欠です。

以上を踏まえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 改正最低賃金の趣旨を生かし、地域最低賃金を大幅に引上げること。
2. 全国一律最低賃金制度確立に向け、当面Dランクをなくすなど、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

平成21年3月17日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

内閣総理大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 舩添 要一 様

日程追加の件

- 議長（船木茂君） お諮りいたします。ただいま、議会案第59号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議案第59号を上程

○議長（船木茂君） 日程第4、議案第59号北朝鮮の「衛星ロケット」発射中止を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第59号について採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号については原案のとおり可決されました。

北朝鮮の「衛星ロケット」発射中止を求める意見書

北朝鮮では、打ち上げを計画している「衛星ロケット」の一段目が落下すると見られる危険区域に本県沖130キロを設定している。

秋田県においても、関係機関からの情報収集を図り漁業関係者への注意喚起を図るなど不測の事態を想定し、対応にあたるよう指示しているところである。

秋田県内一の漁獲高を誇る本市としては、漁業関係者のみならず市民が大きな不安と脅威を覚えている。

非核・平和宣言都市として、世界の恒久平和を希求している本市としては、このたびの北朝鮮による「衛星ロケット」発射計画に対し、深い憂慮の念を抱いており、本市議会は、北朝鮮の「衛星ロケット」発射計画に対して、厳しく抗議する。

日本政府は、北朝鮮に対し、発射を中止するよう強く要求していただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月17日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

内閣総理大臣 麻生 太郎 様

外務大臣 中曽根 弘文 様

防衛大臣 浜田 靖一 様

追加日程の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第5 継続審査事件の承認

○議長（船木茂君） 日程第5、継続審査事件の承認を議題といたします。

会議規則第103条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、平成22年3月定例会まで閉会中の継続審査にしたいとの申し出があります。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事項の審査及び調査は、平成22年3月定例会まで閉会中の継続審査と

することに決しました。

○議長（船木茂君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

市長発言の申し出

○議長（船木茂君） ただいま佐藤市長から特に発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 私にとりまして今定例会が最後の議会となりますことから、定例会最終日の本日、特にお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げさせていただきたいと存じます。

顧みますと、平成5年5月に、市民の皆様の温かいご支援を賜り、旧男鹿市の市長に就任することができました。私は市長就任にあたり、我々は、これからも未来永劫続くであろう男鹿の歴史の中の、ほんの一時代を生きているに過ぎないわけでありませんが、子供や孫、さらには未来の男鹿のため、市民の皆様と一致協力し、誠心誠意、市政の推進に取り組む覚悟をいたしておりました。この思いを胸に、これまで16年にわたり、歴代の市長並びに諸先輩が並々ならぬ努力によって築いてまいりました我が郷土男鹿を、さらに発展することが私に与えられた使命ととらえ、「市民本意の開かれた市政」をモットーに、市民福祉の向上と市民生活優先のきめ細かな施策事業の推進に全力で取り組んでまいりました。

この間、平成7年3月には、目指す都市像を「誇りと豊かさを実感できる観光文化都市」とした男鹿市総合発展計画を、さらには平成19年には、「自然・文化・食を大切にす観光交流都市」を目指して男鹿市総合計画を策定し、各地域の均衡ある発展と産業の振興や生活環境の整備など、さまざまな分野において、財政の健全化に配慮しながら施策事業を積極的に展開してきたところであり、一定の成果を上げることができたものと思っております。

特に、平成11年、四半世紀にわたり未解決となっておりました滝の頭水利権の調整を図ることができたこと、さらに歴史めぐり合わせといえ、平成17年に2市町の合併が成就し、新男鹿市の初代市長として、新市の基盤づくりや合併後の一体感の

醸成をある程度図ることができたこと、さらには、平成19年の秋田国体に携わることができ、これを成功裏に終えることができましたことは、私にとりましてまことに感慨深いものがございます。

その一方で、人口減少や、男鹿みなと市民病院の経営健全化などの諸課題が残ったことはじくじたる思いがございましたが、我が郷土男鹿には、観光資源をはじめさまざまなほかに誇れる資源があり、市民の英知を結集すれば、その未来は無限の可能性を秘めているものがあると確信をいたしております。

私は、さきの12月定例会で申し上げましたように、長期間にわたる市政運営は、ともすればマンネリ化という弊害を招くことを深慮し、前途洋々たるこの男鹿市に新しい風を注入し、さらなる飛躍の転機といたしたいとの思いから、次期市長選には出馬しないことを決断いたしましたものであります。

私は、任期満了後は一市民として協力をしながら過ごしてまいりたいと考えておりましたが、多くの市民の方々から男鹿市発展のため、これまでの経験と人脈を生かし、県とのパイプ役を務めていただきたいとの声を賜り、私は熟慮に熟慮を重ねた結果、これまで16年間の長きにわたりご支援、ご協力を賜りました市民の皆様の声に報いることが私にできる郷土男鹿への恩返しであると考え、このたび、来たる4月の秋田県議会議員補欠選挙の出馬を決意し、4月2日をもって市長を辞任する旨、議会議長に申し出をいたしました。私の任期が残りわずかなところで辞職することは、まことに申しわけなく心苦しいものがありますが、新市長が就任されるまで、事務事業の執行に遺漏のないようにしてまいりますので、議員の皆様におかれましては、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、このいらかに公僕として集まり、そして散じた職員の皆様には、大変ご難儀をかけましたことを、この場を借りまして心より感謝を申し上げます。

また、これまでご支援、ご協力を賜りました市民の皆様をはじめ、とりわけ究極は同じ理想に燃え、浅学非才な私を叱咤激励をし、支えていただきました議員の皆様には衷心よりお礼を申し上げますとともに、我が郷土男鹿のさらなる発展と皆様のおますますのご多幸をお祈り申し上げ、あいさつとさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（船木茂君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 3時09分 休 憩

午後 3時10分 再 開

○副議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長発言の申し出

○副議長（三浦利通君） ただいま船木議長から、特に発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。24番船木茂君

【24番 船木茂君 登壇】

○24番（船木茂君） 私から、退任されます佐藤市長に対し、いちごん送別の言葉を申し上げます。

佐藤市長は、平成5年5月に男鹿市長に当選し、以来4期16年間にわたり、男鹿市発展と市民福祉向上のため、ご尽力なされました。

ここに議会を代表し、感謝とお礼の言葉を申し上げるものであります。

この16年間を振り返りますと、佐藤市長は「市民本意の開かれた市政」を基本姿勢とし、生活関連施設や地場産業の振興、教育、福祉の充実等に誠心誠意取り組んでまいりました。国道101号線の指定をはじめとする市内の道路網の整備、小・中学校の統廃合や建築、保健福祉センター・男鹿みなと市民病院の建設、男鹿市総合体育館の建設、わか杉国体の成功、さらには、男鹿市・若美町との合併、男鹿総合観光案内所の設置、そしてまた、このたびは新船川保育園の建設に手がけるなど、多くの実績を残されたのであります。

誠実な人柄をもって市民に親しまれ、市民との対話を積極的に進めてこられた佐藤市長、16年間のご尽力に対しまして、その功績をたたえるものであります。

議会といたしましても、当局と両輪となり、市勢発展に努力してまいりたいと思います。

最後になりますが、佐藤市長のさらなるご活躍とご健勝をご祈念いたしまして、送別の言葉といたします。

（拍手）

○副議長（三浦利通君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 3時12分 休 憩

午後 3時13分 再 開

○議長（船木茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（船木茂君） これにて3月定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後 3時14分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 船 木 茂

副 議 長 三 浦 利 通

議 員 木 元 利 明

議 員 船 木 金 光